

第六章

緊急援助・物資協力

第一節 関係法令

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律

〔昭和六十二年九月十六日〕
法律第九十三号

改正
平成 四年 六月一九日法律第 八〇号
同 六年 六月二九日同 第四九号
同 一一年 二月二日同 第六〇号
同 一一年 二月二日同 第二〇〇号
同 一四年 二月 六日同 第二三六号
同 一八年 二月二日同 第二一八号

国際緊急援助隊の派遣に関する法律をここに公布する。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けるおそれのある国の政府又は国際機関（以下「被災国政府等」という。）の要請に応じ、国際緊急援助活動を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、もつて国際協力の推進に寄与す

第六章 緊急援助・物資協力（国際緊急援助隊の派遣に関する法律）

ることを目的とする。

(国際緊急援助隊の任務)

第二条 国際緊急援助隊は、前条に規定する災害に係る次に掲げる活動（以下「国際緊急援助活動」という。）を行うことを任務とする。

- 一 救助活動
- 二 医療活動（防疫活動を含む。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、災害応急対策及び災害復旧のための活動

(関係行政機関との協議)

第三条 外務大臣は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があつた場合において、第一条の目的を達成するためその派遣が適当であると認めるときは、国際緊急援助隊の派遣につき協力を求めるため、被災国政府等からの当該要請の内容、災害の種類等を勘案して、別表に掲げる行政機関（次条において「関係行政機関」という。）の長及び国家公安委員会と協議を行う。

2 外務大臣は、前項の協議を行った場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛大臣と協議を行う。

- 一 国際緊急援助活動
- 二 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「防衛大臣」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替えるものとする。

（平四法八〇・平一八法一一八・一部改正）

（関係行政機関等の措置）

第四条 関係行政機関の長は、前条第一項（海上保安庁長官にあつては、同項又は同条第三項において準用する同条第二項）の協議に基づき、その職員に国際緊急援助活動（海上保安庁の職員にあつては、同条第三項において読み替えられた同条第二項に規定する活動を含む。）を行わせることができる。

2 防衛大臣は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

3 国家公安委員会は、前条第一項の協議に基づき、都道府県警察に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、指示することができる。

4 都道府県警察は、前項の指示を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

5 消防庁長官は、前条第一項の協議に基づき、市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。次項において同じ。）に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行

行わせるよう、要請することができる。

6 市町村は、前項の要請を受けた場合には、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

7 関係行政機関の長のうち独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）であるものは、前条第一項の協議に基づき、その所管に係る独立行政法人に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、要請することができる。

8 独立行政法人は、前項の要請を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

（平四法八〇・平六法四九・平一一法三〇・平一八法一一八・一部改正）

（正）

（外務大臣の独立行政法人国際協力機構に対する命令）

第五条 外務大臣は、第一条の目的を達成するため適当であると認める場合には、独立行政法人国際協力機構に対し、国際緊急援助活動を前条の規定に基づき行う国、地方公共団体又は独立行政法人の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる。

2 前項の命令は、第三条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の協議が行われた場合には、当該協議に基づいて行うものとする。

（平四法八〇・平一一法三〇・平一四法一三六・一部改正）

(国際緊急援助隊の任務の遂行)

第六条 外務大臣は、被災国政府等と連絡を密にし、その要請等を考慮して、国際緊急援助隊の活動の調整を行う。

2 国際緊急援助隊は、被災国政府等の要請を十分に尊重して活動しなければならない。

(独立行政法人国際協力機構による業務の実施)

第七条 国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務(国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を含むものとし、第三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く。)は、独立行政法人国際協力機構が行う。

(平四法八〇・平一四法一三六・一部改正)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成四年六月一九日法律第八〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成六年六月二九日法律第四九号)

抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日

第六章 緊急援助・物資協力

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律)

から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(第三編第三章の改正規定の施行の日〓平成七年六月一五日)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関

係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一

条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
- 公布の日

附則（平成二十一年二月二日法律第二〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十四年二月六日法律第一三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条まで及び第十条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月三日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十九年政令第一号で平成二十九年一月九日から施行）

別表
(第三条関係)
(平一法一六〇・全改、平一八法一一八・一部改正)

防	環	海	気	国	資	經	農	厚	文	消	総	警	内
衛	境	上	象	土	源	済	林	生	部	防	務	察	閣
省	省	庁	庁	省	エ	産	水	産	学	庁	省	庁	府
		安	交	通	ネ	業	産	産	学				
		庁	通	省	ル	省	省	省	学				
			省		ギ								
					ー								
					庁								

○財政法（抄）

〔昭和二十二年三月三十一日〕
〔法律第三十四号〕

最終改正 令和三年五月一九日法律第三十六号

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た財政法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

財政法

第一章 財政総則

第一条 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

第九条 国の財産は、法律に基づく場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

② 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

附則 抄

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条、第三十条、第三十一条、第三十五条並びに第三十六条の規定は、日本国

憲法施行の日から、これを施行し、第三条、第十条及び第三十四条の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

（昭和三年政令第二八号で第四条の規定は昭和三年一月二日から施行）

（昭和三年政令第八六号で第二条の規定は昭和三年四月一六日から施行）

（第十条の規定は未制定）

〇物品管理法 (抄)

(昭和三十一年五月二十二日)
法律 第 百 十 三 号

最終改正 令和元年五月三十一日法律第一六号

物品管理法をここに公布する。

物品管理法

第一章 総則

(他の法令との関係)

第六条 物品の管理については、他の法律又はこれに基く命令に特別の定がある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第三章 物品の管理

第一節 通則

(物品の管理に関する計画)

第十三条 物品管理官は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定めなければならない。

2 物品管理官は、前項の計画を定めたときは、当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

(昭四〇法四一・八改正)

第六章 緊急援助・物資協力 (物品管理法)

(供用又は処分の原則)

第十五条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、第十三条第一項の計画に基づいて、供用又は処分をしなければならない。

(昭四〇法四一・一部改正)

(管理換)

第十六条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理換(物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。)を命ずることができ。

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

3 異なる会計の間において管理換をする場合には、政令で定める場合を除くほか、有償として整理するものとする。

(昭四〇法四一・一部改正)

(貸付)

第二十九条 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても国の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の物品を貸し付ける場合について準用する。

○物品管理法施行令 (抄)

昭和三十一年十一月十日
政令第三百三十九号

最終改正 令和二年二月三日政令第三六〇号

物品管理法施行令をここに公布する。

物品管理法施行令

内閣は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第四条、第五条、第八条第一項、第二項、第四項及び第五項、第九条第一項、第三項及び第四項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十五条、第二十七条第一項、第三十二条、第三十五条から第三十七条まで並びに第三十九条から第四十一条までの規定に基き、この政令を制定する。

第三章 物品の管理

第一節 通則

(管理換の承認)

第十八条 物品管理官は、法第十六条第二項の規定によりその管理する物品について管理換をし、又は他の物品管理官が管理する物品の管理換を受けようとするときは、これを受けるべき物品管理官又はこれをすべき物品管理官に協議し、その協議の内容を明らかにして所属の各省各庁の長(法第十六条第一項の委任を受けた外局の長等があるときは、当該外局の長等)の承認を受けなければならない。

(昭四〇政二一〇・二部改正)

第二十一条 法第十六条第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一月以内に返還すべき条件を附した管理換に係る場合
- 二 事務又は事業を異なる会計に委託する場合において、その委託を受ける会計でその受託業務を行なうため必要とする物品の管理換に係る場合
- 三 各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する管理換に係る場合

(昭四〇政二一〇・全改、平二政三〇七・一部改正)

(管理換を有償として整理する場合の対価)

第二十二条 法第十六条第三項の規定により管理換を有償として整理する場合には、当該管理換に係る対価は、時価によるものとする。

(昭四〇政二一〇・一部改正)

第二節 閣議決定

○国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に係る物資協力の実施について

〔平成25年12月23日
閣議決定〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

（別紙）

日本政府は、平成25年度において、国際連合に対し、現在、南スーダン共和国で行われている国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の活動に協力するために必要な

5. 56mm 普通弾 10,000 発
を無償で譲渡する。

第六章 緊急援助・物資協力

（国際連合南スーダン共和国ミッション）に係る物資協力の実施について

六四七

説明

- 1 現在、我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、施設部隊等の要員を派遣している。
- 2 南スーダン共和国においては、本年12月中旬から反政府勢力の攻勢により現地の治安情勢が急激に悪化した。同国中部のジョングレイ州ボルにおいては、UNMISSの韓国隊宿営地において、反政府勢力等による争乱行為等により発生した避難民約1万5千人を受け入れている。
- 3 このような状況に対し、緊急事態に対処し、韓国隊の隊員及び避難民等の生命・身体を保護するために必要な弾薬を早急に確保する必要がある。
- 4 このため、今般、国際連合から我が国政府に対し、UNMISSの韓国隊の隊員及び避難民等の生命・身体の保護に早急に必要とされる弾薬の譲渡要請がなされたものである。

説明

○国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に係る物資協力の実施について

〔平成26年3月11日
閣議決定〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

（別紙）

日本政府は、平成25年度において、国際連合に対し、現在、南スーダン共和国で行われている国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の活動に協力するために必要な

- (1) テント 200張
- (2) ビニールシート 4,000枚

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

- 1 現在、我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、施設部隊等の要員を派遣している。
- 2 南スーダン共和国においては、2013年12月中旬から反政府勢力の攻勢により現地の治安情勢が急激に悪化した。このため、大量の避難民が発生し、一部は国連施設内に避難している。
- 3 このような状況に対し、同月24日、国際連合安全保障理事会は、UNMISSによる同国における文民保護及び人道支援のため、UNMISSの要員を増加させることなどを内容とする決議を採択した。
- 4 この増員に関連して、UNMISS各部隊用のテントが早急に必要となっている。また、国連施設内の避難民の増加に伴い、同避難民向けの救援物資が不足している。
- 5 このため、今般、国際連合から我が国政府に対し、UNMISSの活動に必要なテント及びビニールシートの譲渡要請がなされたものである。

○国際連合南スーダン共和国ミ シジョン (UNMISS) に係る物 資協力の実施について

〔平成29年5月16日
閣 議 決 定〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成4年法律第79号) 第30条第1項の規定に基づき、国際連合南スーダン共和国ミシジョン (UNMISS) に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成29年度において、国際連合に対し、現在、南スーダン共和国で行われている国際連合南スーダン共和国ミシジョン (UNMISS) の活動に協力するために必要な物品として、同国において自衛隊施設部隊が使用し、又は保有していた

- | | |
|---------------|------|
| (1) 重機 | 19台 |
| (2) 可搬式コンプレッサ | 1台 |
| (3) 車両 | 4台 |
| (4) 居住関連コンテナ | 404棟 |

第六章 緊急援助・物資協力

(国際連合南スーダン共和国ミシジョンに
協力の実施について)

- | | |
|--------------------|------|
| (5) 発電機 | 134台 |
| (6) 発電機用燃料タンク | 8基 |
| (7) 天幕 | 67張 |
| (8) 天幕用空調機 | 99台 |
| (9) 貯水タンク | 18基 |
| (10) 浄水装置 | 3基 |
| (11) 生活雑排水貯水処理システム | 1基 |
| (12) その他備品等 | |
- を無償で譲渡する。

説 明

- 1 国際連合南スーダン共和国ミシジョン (以下「UNMISS」という。) は、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務として、同国において2011年7月から活動している。
- 2 我が国は、2012年1月以降、UNMISSに自衛隊施設部隊を派遣し、道路等の維持補修等の国際平和協力業務を実施してきたが、2017年5月末までに、UNMISSにおける当該自衛隊施設部隊の活動を終了することとし、所要の調整を進めてきたところである。
- 3 他方、UNMISSは当該自衛隊施設部隊による活動終了後もその任務を継続することから、道路等の維持補修等に活用するた

に係る経緯

六四号

第六章 緊急援助・物資協力

(国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に係る物資協力の実施について)

め、今般、国際連合から我が国政府に対し、我が国が保有する重機、車両、居住関連コンテナ等の譲渡要請がなされたものである。

○南スーダン共和国における政府間 開発機構（IGAD）の活動に係 る物資協力の実施について

〔平成和元年12月2日〕
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第30条第1項の規定に基づき、南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

（別紙）

日本国政府は、令和元年度において、政府間開発機構（IGAD）に対し、現在、南スーダン共和国で行われているIGADの活動に協力するために必要な

- | | |
|---------------|---------|
| (1) テント | 1,800枚 |
| (2) 毛布 | 15,000枚 |
| (3) 給水容器 | 20,000個 |
| (4) ビニールシート | 6,000枚 |
| (5) スリーピングマット | 15,000枚 |

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役割を予算の範囲内において

第六章 緊急援助・物資協力

（南スーダン共和国における政府間開発機構による物資協力の実施について）

無償で提供する。

説 明

- 1 南スーダン共和国政府は、2011年の独立以降、治安部門（国軍、警察等）を適正規模に縮小・強化するため、治安部門改革（SSR）の実施に向けた取組を進めてきたものの、2013年及び2016年に南スーダン共和国政府と反政府勢力との間で大規模な衝突が発生するなどし、SSRにおいては進展が見られなかった。
- 2 2018年9月に南スーダン共和国政府と反政府勢力との間で署名された「再活性化された衝突解決合意」において、SSR実施の必要性が確認された。これを受け、その実施の第一段階として、南スーダン共和国政府及び反政府勢力の要員を特定の場所に仮宿営させるための作業が現在行われているところである。
- 3 このような状況に対し、南スーダン共和国の平和と安定のための取組を仲介してきた政府間開発機構（IGAD）は、SSRを含む南スーダン共和国の治安関連の活動を監視・検証する組織を設置。IGAD加盟国を中心とした各国は、同組織に要員を派遣し、IGADは同組織を通じ、南スーダン共和国におけるSSR実施を支援している。
- 4 今般、IGADから我が国政府に対し、南スーダン共和国におけるIGADの活動に必要なテント、毛布、給水容器、ビニールシート及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである。

ウクライナ被災民に係る物資 協力の実施について

〔平成4年4月1日
閣議決定〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第30条第1項の規定に基づき、ウクライナ被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

（別紙）

日本政府は、令和4年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）に対し、現在、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、モルドバ、ハンガリー及びスロバキアにおいてウクライナ被災民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

- (1) 毛布 5,000枚
- (2) ビニールシート 4,500枚
- (3) スリーピングマット 8,500枚

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 2022年2月24日にロシアがウクライナへの侵略を開始し、ウクライナからポーランド、ルーマニア、モルドバ、ハンガリー及びスロバキアなどの周辺国に既に370万人以上の避難民が流入しており、その数は今後更に増加すると見られている。
- 2 今般、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、モルドバ、ハンガリー及びスロバキアの各国内において、被災民への人道救援活動を行っているUNHCRから我が国政府に対し、緊急の対応が求められているウクライナ被災民に対する当面の支援活動に必要な毛布、ビニールシート及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである